

令和3年度 社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会事業計画

事業方針

社会福祉協議会は、その時々社会や地域の課題と向き合いながら、地域の方とともに歩みを進めてきました。昨今、あらゆる層で孤立状態にある方や生活に困窮する方が広がっており、地域社会でどのように仕組みを作り、対応していくかが課題として突きつけられています。国が目指す重層的支援体制の3本柱である「相談支援」「参加支援」「地域づくり」は、支援をする側・される側の垣根を超えて、様々な人や機関の力を活かして支えあえる社会が求められており、法人一体となって取り組んでいきます。

生活福祉資金貸付事業は、6月まで特例貸付の申請手続きが続きます。生活困窮者への相談支援体制強化を継続するとともに、フードバンク事業や応急生活支援事業などにより、支援の行き届きにくい方へできる限りの支援に努めていきます。また、外出や人と人の関わり抑制により、地域活動の停滞や高齢者を中心に活動性の低下も懸念されるところです。生活支援コーディネーターが進めてきた介護予防の場づくりを発展・継続していくとともに、地域づくり支援部門、ボランティア・市民活動センターを含め、コロナ禍の継続を見込んだ社会参加のあり方の開発、提案、発信をしていきます。

国では、成年後見制度の利用促進を図る中核機関を市町村ごとに設置していくことを求めています。その機能を担えるよう清瀬市と継続的に協議を進めるとともに、モデル的に法人後見事業を実施し、多様な形で制度利用につながるよう取り組んでいきます。

圏域内の高齢者の増加が続く地域包括支援センターでは、多問題ケースへの対応や既存制度では支援が難しい事例が増えています。地域ケア会議や協議体などと連動し、浮かび上がった課題を地域づくりに結びつけて支援していくことを目指していきます。

また、障害者福祉センターでは、コロナ禍が続くなかで感染予防や拡大防止に留意しながら新しい環境に基づいた障害者支援、地域貢献、誰もが共生できる社会づくりを目指していきます。

法人化50周年を迎える節目の年、第4次清瀬市民地域福祉活動計画の策定、また障害者福祉センターの次期指定管理の受託を目指し、新しい時代に向けたビジョンを示していくことが求められています。コロナ禍による経済の停滞は、社会福祉協議会にも確実に影響を及ぼしていくものと考えられますが、法人全体で課題共有を行いながら具体的取り組みの検討を進め、市民に信頼され必要な事業を着実に実施していけるよう組織基盤の整備をしていく考えです。

重点目標

1. 業務遂行体制の整備

コロナ禍に応じた多様な業務推進体制を整備する一方、情報セキュリティの適切な運用体制を構築します。また、職員の資質の向上を図るため、目標管理制度の導入や階層、業務特性に応じた研修計画による人材育成を強化します。

2. 第4次清瀬市民地域福祉活動計画の策定

第3次計画の検証と評価を行い、残された課題と継続的に必要な取り組みを明らかにしていきます。そして、地域懇談会やアンケート調査を通じ地域ニーズの把握を行い、市民や関係機関とともに進めるこれからの地域福祉活動のあり方を計画化します。

3. 生活支援コーディネーター業務の推進

生活支援コーディネーター事業は、市域全体にかかわる第1層と地域包括支援センターを基盤にかかわる第2層という複数のコーディネーターの持つ力を活かし、高齢者の生活支援・介護予防の場づくりを広げていきます。

4. ボランティア・市民活動の促進

一人ひとりの社会参加につながる活動や活躍の場づくりに取り組みます。また、公益的な取り組みにかかわる多様な活動団体の力を活かし、地域課題の改善に繋がる取り組みが広がっていくよう地域協働事業の推進にかかわっていきます。

5. 障害者福祉センターの充実

第三者評価により明らかになった課題に対し、必要な対応を着実に進めていく中で、サービスの質の向上を図るとともに、地域交流などに積極的に取り組み、開かれた施設運営を目指していきます。

6. 社会的孤立を生み出さない相談支援と地域づくり

権利擁護センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活福祉資金貸付事業などの相談事業を実施していく中で、支援を必要としている人の問題に切れ目なく、漏れなくかかわっていくことを目指し、関係機関との連携を強化するとともに、必要な社会資源づくりや地域で支える取り組みを推進します。

基本事業

1. 経営組織

(1) 健全な法人運営を行うために必要な経営体制を整備します。

項目	内容	重点・変更点など
1 理事会、評議員会	(1) 健全な法人運営が行われるように努めます。	
2 業務遂行体制の整備	(1) 事業展開に応じた組織・職員体制を見直し、効率的な業務体制を構築します。 (2) 業務マニュアルの作成を通して、課題を抽出し、業務手順の見直しを行います。 (3) 目標管理制度を導入します。 (4) 感染症の拡大や自然災害の発生を踏まえた継続可能な就業体制の確立を目指します。 (5) 情報セキュリティ体制の見直しに取り組みます。	○業務マニュアルの見直し、更新。 ○業務手順の再点検、検討。
3 職員育成	(1) 研修計画に基づく研修の推進に取り組みます。 (2) 階層別の職員研修を行い、それぞれの職員が、役割を自覚し十分に力を発揮できるように取り組みます。 (3) 業務に関連する知識、技術の習得を目的として業務関連研修に積極的に参加します。 (4) 内部研修の実施により、各担当業務の相互理解を促進するとともに、連携強化を図ります。	○階層別の研修実施 ○OJT 研修の実施 ○内部研修の実施
4 働き方改革	(1) 働き方改革への対応（仕組みの運用）	
5 50周年記念事業	(1) 法人化50周年事業の実施	

2. 財源確保

(1) 地域福祉や社会福祉協議会への理解を得ながら、多様な形での財源確保を図ります。

項目	内容	重点・変更点など
1 ふれあいバザー	(1) コロナ禍の状況に応じ、実施のあり方を見直します。	
2 ふれあい募金箱	(1) 市内公共施設、商店などに21箇所設置。更に、社協だよりやホームページで設置協力店の紹介を行い、PRを強化するとともに、設置箇所の拡充を図り、募金額の増額を目指します。	○設置協力店の拡充 ○募金協力の周知

項目	内容	重点・変更点など
3 広告料収入	(1)社協だより、ホームページの充実を図り、 広告主数、広告料収入増を図ります。 (2)ホームページを活用した社協だより広告 主の募集を強化します。	
4 自動販売機 収益	(1)コミプラ3台、障害者福祉センター1台、 市民活動センター1台継続設置。 (2)自動販売機の新規設置を目指します。	
5 入れ歯リサ イクル事業	(1)社協、市役所、地域市民センターなどに 回収箱を設置。(全11箇所) (2)地域のイベントなどで協力を呼び掛けま す。	○設置場所の拡充
6 応益負担	(1)車椅子等貸出(有料)を継続します。 (2)連続講座、杖販売など一定のコストがか かる事業には、利用者負担を継続します。	

3. 会員増強

- (1) 社会福祉協議会の基盤となる会員の増強や地区福祉員との連携強化に取り組むとともに、会員への情報提供などに努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 会員増強 運動	(1)会員増強月間を4月に実施します。【継続】 (2)きよせ社協わがまちかわらばんの内容を 見直します。 (3)既存の会員への呼びかけを継続するとと もに、新たな層(若年層など)への呼び かけを強化します。	○会員増強月間を4月に 設定し、年度初めから 会員増強に取り組める ようにします。【継続】 ○かわらばんの内容を 見直し、より読みやす く、親しみやすくなる よう努めます。 ○地域イベントへの参加 等を通じ、周知活動・ 情報収集を行います。

4. 広報広聴

- (1) 社会福祉協議会や地域福祉全般に対する理解を深めるため、広報活動を積極的に行うとともに、市民ニーズの把握に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 きよせ社協 だよりの発 行	(1)年4回発行します。 (4/1、7/1、10/1、1/1) (新聞折込み他27,000部予定) (2)モニター制など読み手の意見を吸い上げ る工夫を行います。	○発行回数変更 ○幅広い年齢層が身近に 感じる誌面づくりを継 続します。 ○より多くの方の目に留 まるよう記事や配布方 法を検討します。

項目	内容	重点・変更点など
2 きよせ社協 わがまちか わらばん	(1)会員向け情報誌として年2回発行しま す。(4月、10月 各4,000部) (2)掲載内容の見直しを行います。	○会費使途や事業説明、 地域情報などを会員へ 提供します。
3 ホームペー ジの充実	(1)職員全体で随時更新に取り組み、必要な 情報を取得しやすくします。 (2)社協及び地域の取り組みやニュースを広く 掲載していきます。 (3)ページ構成の見直しを行います。 (4)Facebookページの内容充実を図ります。	○H30.10～Facebookペー ジを開設。これの充実 と他のSNSの活用に取り 組みます。
4 地域イベン トへの参加	(1)きよせ市民まつりをはじめ、地域で行われ る催しなどに参加し、模擬店実施や運 営協力をする中で、本会事業や共同募金 運動などの啓発を行います。	○イベント以外の場も含 めたPR方法を検討しま す。
5 継続的な広 報活動	(1)地域懇談会や出前講座、交流会など、(日 常的な社協事業を通じた取り組み紹介を 行います。	○パンフレットの改訂

5. 地域福祉事業

(1) 第4次清瀬市民地域福祉活動計画の策定

第3次地域福祉活動計画の計画期間が終了することに伴い、地域課題の把握を行
ったうえで求められる方策を明らかにし、それを計画的に取り組んでいけるよう、
第4次地域福祉活動計画策定委員会を開催し、計画策定を進めます。

(2) 小地域福祉活動の促進

身近な地域の中でたすけあい活動をはじめとした、地域を良くしていくために必
要な取り組みが進んでいくよう、市民や関係機関の人たちが繋がり、話し合い、実
践していく取り組みづくりにかかわっていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 福祉のまち づくり懇談 会・地域づ くりの会	(1)市内の各地域で、意見交換を重ねながら 地域の福祉課題を共有・把握し、福祉の まちづくりに必要な取り組みを考えてい く場を設けます。 (2)地域づくりの会・円卓会議連絡会を開催 し、横のつながりづくりを行います。(年 1回)	○コミュニティはぐくみ 円卓会議と共催で、継 続的に地域づくりの 会を実施します。 ○必要に応じて小地域ア ンケートや学習会を 実施します。
2 小地域福祉 推進チーム づくり	(1)福祉のまちづくり懇談会の取り組みを進 める中で、概ね小学校区を単位に地域住 民・団体が主体的に取り組むを進めてい く組織づくりを目指していきます。	○地域力向上のため、組 織立ち上げ後も支援継 続していきます。

項目	内容	重点・変更点など
3 地域調査	(1)福祉のまちづくりに必要な取り組みにつなげるため、地域ニーズの調査を行います。	

(3) 地域福祉活動の促進

地域活動がより促進されるよう、身近な地域でたすけあいにかかわるきっかけ・人材仕組みづくりに取り組んでいきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 地域ささえあいサポーターの養成	(1) 支援を必要とする人の問題に気付き、見守り、ささえあい等、身近な地域で福祉活動にかかわる市民づくりを行います。	○実施に向け関係機関と協議を進めます。
2 生活支援コーディネーター（第1層）の配置	(1) 市内全体の地域課題や不足する社会資源を捉え、必要な仕組みづくり、担い手づくりにかかわります。 (2) 生活支援にかかわる団体等の情報共有の場を作り、連携強化を図るとともに、地域課題を必要な仕組みづくりにつなげます。 (3) 第1層協議体運営（年3回）	○第2層生活支援コーディネーターと連携して、介護予防や生活支援につながる仕組みづくりをすすめます。
3 サロンマップの発行	(1) 地域の繋がり・健康づくりを行う活動情報を分かりやすく市民に提供し、活動と市民参加の接点づくりを行います。	○新規サロン等の情報収集をします。 ○情報を得にくい人に届ける方法を検討します。
4 ご近所福祉活動応援助成	(1) 社協会員がかかわる地域単位の福祉活動に対し助成を行います。	
5 地域福祉活動応援助成	(1) 地域福祉活動団体や住民有志が実施する、地域でのささえあい活動に対して助成を行います。（年3回募集）	○ボランティア・市民活動センターなどと連携し、周知を行います。
6 活動備品の貸出	(1) 地域の繋がりづくりを促すため、活動備品の貸し出しを実施します。	
7 きよせふれあいまつり	(1) 地域活動団体や社会福祉施設間のネットワークづくりと、それぞれの活動を広く周知するため、コロナ禍におけるあり方を協議して実施方法を決めていきます。	
8 なんでも相談	(1) 社会福祉法人社会貢献事業協議会においてなんでも相談の役割を担い、支援が必要な人の問題への対応力を強化します。 (2) 避難者など支援を必要としている方の相談対応や必要な情報提供を行います。	○制度の狭間にある方への対応力を強化します。 ○相談に応じて、関係機関などと連携し、必要な場づくりやネットワークを構築します。
9 介護予防活動団体育成事業	(1) 介護予防につながる活動に対して、相談支援や助成を行います。	

項目	内容	重点・変更点など
10 地域福祉セミナー	(1) 実践報告などから地域福祉の考え方を学ぶセミナーを実施します。	○オンライン実施の検討
11 福祉情報誌	(1) 困ったときに役立つ情報や福祉の仕組みなどがわかる情報誌を作成します。	○プロジェクトチームでの検討をすすめます。

(4) 地域支援ネットワークづくり

地域の中で課題となっている取り組みや、これからの地域づくりに必要な取り組みを関係者・関係団体とともに考え、協働して進めていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 子ども・家庭支援連絡会	(1) 子どもや子どものいる家庭をめぐる地域の問題を共有し、子ども・家庭支援に必要な取り組みを考えていく場づくりを行います。	
2 社会福祉法人による社会貢献協議会	(1) 社会福祉法人の社会貢献事業義務化に対し、市内全法人が連携して地域での公益的な取り組みを進める協議会の事務局を担うとともに取り組みを進めます。	
3 サロン活動団体連絡会	(1) サロン活動の現状と課題を共有し、連携を図ります。	○サロン活動の推進に必要な取り組みを検討します。
4 第4次地域福祉活動計画策定委員会	(1) 地域の実情を把握し、地域福祉推進のための計画づくりを行います。	○委員会 年6回

(5) 地域福祉サービス

公的なサービス等で対応が困難な部分について、必要な支援サービスを実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 ふれあいコール	(1) ひとり暮らし高齢者の安否確認と孤独感解消を目的に電話を差し上げるサービスを実施します。	
2 ふれんどサービス	(1) 軽度の生活困難が生じている方に対する必要な介助や家事援助などを地域の助けあい、支えあいにより実施します。	○他機関、他部署との連携強化を図ります。
3 車椅子貸出事業	(1) 市内在住者または社協会員に対して一時的に有料で貸出する。配送についても有料で対応します。	
4 養護児童の自立支援	(1) 歳末たすけあい募金の配分事業として、児童養護施設から自立する児童に自立支援金を支給します。	

(6) 緊急援護

自立に向けて緊急的な支援が必要な方（世帯）に対し、支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 法外援護	(1)喫緊の交通費等を必要とする方に、支援を行います。	
2 災害見舞金	(1)火災、風水害、震災等の災害を受けたときに消防署長及び清瀬市の意見を聞き、見舞金を送ります。	
3 応急生活支援	(1)生活が窮迫し、緊急的な支援を要する生活困窮者で自立が見込まれる方に対し現物給付により支援を行います。	
4 食糧支援	(1)困窮世帯など食の支援が必要な方に食糧支援を行います。 (2)ボランティアグループと協働して「フードバンクきよせ」を運営します。	

6. 生活福祉資金貸付事業(東京都社会福祉協議会受託事業)

(1) 低所得・障害者・高齢者世帯に対し、貸付と相談支援を行なうことにより、世帯の自立と生活の安定を図ります。また、災害時の対応マニュアルの整備など災害時に速やかに相談対応できる体制づくりを行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 生活福祉資金	(1)低所得・障害者・高齢者世帯を対象とした目的別の貸付を実施します。	
2 教育支援資金	(1)修学世帯に対する入学金および学費等の貸付を実施します。 (2)教育機関と連携し教育資金の周知を行います。	○早期相談につなげるため、関係機関と連携強化するよう説明会を実施します。
3 緊急小口資金	(1)緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合で真に臨時的な生活費が必要な方への貸付を実施します。	
4 総合支援資金	(1)失業や減収により困窮している世帯への生活の立て直しのための生活費や一時的な資金の貸付を実施します。 (2)コロナ禍の影響による特例貸付の延長貸付け、償還相談と支援を行います。	
5 不動産担保型生活資金	(1)居住用不動産を担保とした高齢者世帯向け貸付を実施します。	
6 臨時つなぎ資金	(1)住居のない離職者が公的給付・貸付を受けるまでの当面の生活費の貸付を実施します。	

項目	内容	重点・変更点など
7 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	(1)ひとり親家庭の親が、訓練促進給付金を利用し養成機関に通うための入学準備金と卒業後の就職準備金貸付を実施します。	

7. 共同募金事業

- (1) 気軽に募金できる機会を増やすとともに、使いみちを分かりやすく伝え共感を得られる募金をめざしていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 地区協働会配分推せん委員会	(1)共同募金の推進と配分に関する事項を審議するために実施します。(年3回)	
2 赤い羽根共同募金	(1)公的財源では対応しがたい福祉ニーズに対応する社会福祉施設に配分します。 募金期間10月1日～10月31日 ・団体への協力依頼 ・街頭募金の実施 ・募金箱設置依頼 ・市民まつりでの街頭募金と啓発 (2)B配分についての使途研究を行い、配分先を広げることで、共同募金の理解につなげていきます。	○コロナ禍でも参加しやすい募金の仕組みを検討します。
3 歳末たすけあい運動募金	(1)地域のたすけあいに繋がる取り組みに対して配分します。 募金期間 12月1日～12月31日 ・団体への協力依頼 ・街頭募金の実施 ・募金箱設置依頼 ・歳末カレンダー市の実施 (2)共感を得る募金活動を展開するため、配分事業や地域ニーズを知ってもらう機会を作っていきます。	○コロナ禍でも参加しやすい募金の仕組みを検討します。
4 子ども募金ボランティア講座	(1)共同募金の理解を図り、募金活動の体験を行う場を作ります。	
5 募金百貨店	(1)企業、事業所が無理なく募金に参加できる仕組みを作り、地域のたすけあいや福祉施設の充実に取り組みます。	

8. きよせボランティア・市民活動センター

主体的な市民参加によるボランティアと市民活動が広がっていくことを目指します。

(1) 基本事業

項目	内容	重点・変更点など
1 運営委員会	(1) ボランティア・市民活動の活動推進と課題に対する検討を行います。(年4回)	
2 相談・登録・紹介 (コーディネート)	(1) ボランティアの参加を促進するとともに、ボランティアを必要とする場面に繋げるための相談支援を行います。 (2) 個人・団体ともに登録制度を設け、センターと活動者がつながり、共に活動を促進していくことを目指します。	○困難を抱える方のボランティアや社会参加の場を広げます。【重点】
3 広報資料の発行	(1) センター事業の見直しに合わせ、リーフレットを随時発行します。 (2) ボランティア募集情報の収集と合わせ、随時ボランティア募集情報チラシを発行します。 (3) 活動団体の情報をまとめたガイドブックを発行します。	
4 ボランティア・市民活動ニュースの発行	(1) 毎月1日にボランティア・市民活動の情報を集めた「きよせぼらかつニュース」を発行します。	○市内での配布先を拡充します。 ○発行日を毎月1日に改めます。
5 保険の受付	(1) ボランティア保険 (2) 行事保険	○ボランティア保険料の料金と区分改訂があります。
6 活動室の整備、貸出	(1) 活動備品の貸出 (2) 登録団体への活動室貸出 (3) 交流サロンコーナー	○感染拡大防止策を講じ、状況に応じた貸出しを行います。

(2) 催し

項目	内容	重点・変更点など
1 ボランティア相談・説明会	(1) ボランティア、地域福祉活動の説明を行うとともに気軽に相談できる会を定例的に実施します。	○個別相談会の定期化を図ります。
2 夏の体験ボランティア	(1) 小学生以上を対象に、コロナ禍の状況にあったボランティアや地域活動の体験機会を設け、ボランティア意識の醸成を図ります。	○市民活動団体の力を活かした体験の場を拡充します。
3 ボラカフェ	実施方法を変更して実施していきます。 (1) 大学生向けのボランティア相談会 (2) 大学生向けが地域と繋がるボランティア体験プログラム	○オンライン、フードパントリーと併せた相談会を実施検討します。

項目	内容	重点・変更点など
4 ボランティア・市民活動の発表と繋がる場	(1) ボランティア・市民活動見本市 (2) ぼらかつセミナー【新規】 ①体験機会づくり ②発表・活動の場づくり	○メンバー減少のある活動や、発表や活動の場が失われた取り組みを応援します。

(3) 講座・研修事業

新たな担い手の育成や仲間づくりのための講習会などの実施に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 手話奉仕員養成講座(入門課程)	(1) 聴覚障害者との交流活動、災害時のコミュニケーション支援を行うボランティア養成講座を実施します。	
2 点訳ボランティア講座	(1) 視覚障害者の情報保障を図るボランティア講座を実施します。	
3 災害ボランティア学習会	(1) 大規模災害発生時に備え、「地域住民だから担えるボランティア」の育成と継続的に学習会を行います。	
4 寄り添い傾聴ボランティア講座	(1) お話し相手・見守りなどの活動に繋がるボランティア講座を実施します。	○オンライン併用型で実施します。
5 地域活動団体支援講座	(1) 広報や活動の運営方法に関する学習会を実施し、主体的な活動が促進されることを目指します。	○オンライン併用型で実施します。
6 つながりツールの活用講座・相談会	(1) 対面でのコミュニケーションが制限される中、地域活動や日常生活での活用のきっかけづくりとなるよう、ZoomやLINEの活用相談会や講座を実施します。	
7 福祉教育の推進	(1) 小中学校を中心に、社会福祉への理解を深める学びの場を提供します。	

(4) つながり・ネットワークづくり

項目	内容	重点・変更点など
1 ボランティアコーディネーター連絡会	(1) 福祉施設等のボランティア受け入れ担当者間で、受け入れの現状、活動の実際等を共有する場を設け、適切な受け入れが進むことを目指します。	○コロナ禍の状況によりオンライン会議若しくはアンケート調査に切り替えます。
2 ボランティア・市民活動登録団体連絡会	(1) 登録団体とセンター間の情報共有とニーズ把握を目的に実施します。	○コロナ禍の状況によりオンライン会議若しくはアンケート調査に切り替えます。
3 NPO法人連絡会	(1) NPO法人の現状や課題を共有するとともに、法人に必要な情報等を伝えていく場づくりを行います。	○オンライン併用型で実施します。

項目	内容	重点・変更点など
4 地域協働事業	(1)センターがボランティア・市民活動団体をはじめとした多様な主体と協働事業を行う枠組みをつくり、地域課題の改善に取り組みます。	
5 動物問題を考える会	(1)市民団体、行政、福祉関係者との検討会を実施します。 (2)動物問題にかかわる市民のワークショップを実施します。【新規】	○共に考える市民づくりに取り組みます。
6 デジタルボランティア【新規】	(1)オンラインツールの活用や活動団体の広報支援等にかかわる活動者を募り、活動の場を広げていきます。	

(5) 高齢者の介護予防と活動のきっかけづくり

項目	内容	重点・変更点など
1 高齢者男性料理教室	(1) 高齢者男性の地域デビューのきっかけづくりとして、ほのぼの教室（1年目）、いきいき教室（2年目以降（活動継続化支援））の2コースを実施します。	○年度後半に、コロナ禍の状況に応じ実施検討します。
2 介護サポーター事業	(1) 65歳以上の方が、市内の高齢者福祉施設などで社会貢献活動を行うごとにポイントを付与し、そのポイントに応じた交付金を交付することで、地域への社会参加と介護予防の推進を図ります。	○非接触型活動の掘り起しを働きかけます。

9. あいねっと（きよせ権利擁護センター）

コロナ禍にあっても、個別支援や事例検討の場は欠かすことができません。対応には十分な配慮を行い進めていきます。

成年後見利用促進法の施行により、制度への市民の関心も高まってきました。認知症、知的障害や精神障害などの理由により生活に支援が必要な方への「意思決定支援」を行うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう進めます。

また、市民にとって、より身近な法人として法人後見の受任をモデル事業として進めていきます。

(1) 運営

項目	内容	重点・変更点など
1 運営委員会	(1)権利擁護センターの適切な運営を図るため事業報告、事業計画、重要事項等を審議します。開催に当たっては、会議形式での開催が困難な場合は、これに代わる何らかの代替策を講じます。	

項目	内容	重点・変更点など
2 事例検討会	(1) 弁護士等で構成される事例検討会で、成年後見制度の利用支援や対応困難事例等に対し助言を受け、以後の支援に活かします。開催に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止のために、オンラインでの開催を検討し、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護を進めます。 (2) 検討事案の増加及び事案の複雑化等を考慮し、開催回数を年4回から年12回（毎月）に増やします。	○死後事務及び事務管理について継続検討します。 ○事案の迅速な支援を行います。
3 広報啓発	(1) 社協だよりやホームページ、市報での広報、リーフレットを配布します。また一般市民向け、福祉・医療関係機関向けの啓発は新型コロナウイルスの新しい生活様式に即した形で行っていきます。	

(2) 福祉サービス総合相談事業

広く高齢者や障害者の方たちが適切に福祉サービス利用に繋がり、権利侵害なく日常生活が送れるよう相談支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 一般相談、苦情相談	(1) 福祉サービスの利用相談、判断能力が十分でない方の権利擁護相談、福祉サービス利用にかかわる苦情相談を受け付けます。 (2) 苦情相談の利用者向けのチラシを配布し周知を図ります。	○事業所及びサービス利用者への理解促進を図ります。 ○相談事例の積み上げを行います。
2 福祉法律専門相談	(1) 弁護士が法的な事柄を含む問題に関する相談に応じます。(月1回) (2) 新型コロナウイルス感染防止策を十分に講じたうえで、これを実施することとします。	

(3) 地域福祉権利擁護事業

判断能力が充分でない高齢者や障害者を対象に、安心できる地域生活を支援するために、本人との契約により下表のサービスを行います。また、対象拡大事業として、判断能力のある身体障害者や高齢者にも同様のサービスを実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 福祉サービス利用援助	(1) 福祉サービス利用方法や手続きに関する相談、利用料の支払いを行います。	○認知レベルの低下による成年後見制度への移行等を視野に入れた柔軟な対応を強化します。

項目	内容	重点・変更点など
2 日常金銭管理	(1)日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いを行います。 (2)登録型生活支援員の活動については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、専門員による支援に変更する等、安全に配慮した対応をします。	
3 書類等預かりサービス	(1)年金証書や保険証書など日頃使わない大切な書類の預かりを行います。	

(4) 成年後見制度利用推進事業

制度を必要とする方が適切に制度利用につながるよう、相談支援業務を行うとともに関係機関とのネットワークづくりにも力を注ぎます。

項目	内容	重点・変更点など
1 成年後見専門相談	(1)専門職が相談員として、成年後見制度の申立、親族後見人等の相談に応じます。	○他機関との連携強化
2 後見人サポート事業	(1)専門職後見人等との連絡会を行います。 (年1回) (2)親族を候補者とする申立の支援及び選任後の後見人等としての活動を支援します。	
3 権利擁護サポーター養成、市民成年後見人の育成講座	(1)市民成年後見人養成事業修了者の活用（市民成年後見人の受任、法人後見事業の後見支援員等）を最優先に進めていきます。	
4 法人後見監督等	(1)市民成年後見人が成年後見人を受任する場合に、法人後見監督人業務を実施します。	○法人後見のあり方検討を継続します。
5 法人後見事業 【新規モデル事業】	(1)後見人等の選任が必要な市民を対象として、様々な理由により適切な後見人等候補者の擁立が困難な方の後見人候補者を法人で受任します。	○法人後見のあり方検討を継続します。

(5) 市民啓発事業

きよせ権利擁護センターの事業を周知するために「市民向けセミナー」及び「出前講座」を行います。また、地域で安心して暮らすための「架け橋」として、地域福祉権利擁護事業の周知を強化していきます。

10. きよせ社協地域包括支援センター(清瀬市受託事業)

- (1) 医療・保健・福祉等さまざまな視点から総合的に支援する体制を作り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社協エリアの地域づくりを手始めとした地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項目	内容	重点・変更点など
1 一般介護予防事業	(1)新しい生活様式を念頭に置き、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、フレイル予防を進めていきます。	
2 介護予防ケアマネジメント事業	(1)要支援者1及び2、または介護予防生活支援サービス事業対象者と認定された利用者の介護予防・自立支援の視点に立ち、自己決定を尊重して、介護予防サービス及び、地域資源を活用したケアマネジメントの作成を行います。	
3 包括的・継続的ケアマネジメント事業(ケアマネジャー連携・支援及び支援ネットワークづくり等)	(1)高齢者が住みなれた地域でその人らしく暮らせる地域となるため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と共に、スキルアップできるよう努めていきます。 (2)自立支援型地域ケア会議や個別地域ケア会議などを活用し、介護支援専門員のスキルアップを図ります。	○ケアマネット清瀬、社協の地域福祉推進事業等との連携を推進します。
4 総合相談支援事業・ふれあいネットワーク事業	(1)各種福祉サービスの申請代行を行います。 (2)高齢者福祉サービスの情報を収集し、利用者のニーズに合わせて、必要な情報を提供していきます。 (3)民生委員・ふれあい協力員等と連携を図り、高齢者の見守り支援を行います。	○ふれあい協力員や関係者との連携促進を図ります。
5 権利擁護事業	(1)成年後見制度利用支援認知症初期集中支援チームの活用や権利擁護センターとの連携など、様々な社会資源を活用して支援に努めます。 (2)消費者被害防止対応消費生活相談センターや警察から消費者被害に関する情報などを収集し、高齢者等からの相談時に情報提供します。 (3)高齢者虐待防止対応市包括支援センターと連携を図り、虐待防止・早期発見に努めます。	○権利擁護センターや消費生活センター等との連携促進を図ります。 ○消費者被害防止、虐待防止等の啓発活動推進を図ります。

項目	内容	重点・変更点など
6 地域包括ネットワークの構築	<p>(1) 地域密着型サービス事業所等が開催する会議や第2層生活支援コーディネーターが主催する会議等に参加し、情報共有を図ります。</p> <p>(2) 医療機関と介護サービス事業者など多職種連携の推進を図ります。</p> <p>(3) 年4回の自立支援型地域ケア会議では、地域の課題の抽出を図り、解決につなげます。</p>	
7 第2層生活支援コーディネーター業務	<p>(1) 自立支援型地域ケア会議や個別地域ケア会議、介護予防ケアマネジメントで把握した地域課題を整理します。</p> <p>(2) 月1回行う2層協議体で、整理した地域課題を共有して、地域に不足する生活支援サービス等の解決につなげます。</p> <p>(3) 新しい生活様式を念頭に置き、閉じこもりになりがちな高齢者が、外出できるきっかけづくりを勧めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10の筋トレを3か所立ち上げます。 ・きよせ社協包括エリアにて高齢者に向けた、独自の講座を開催します。 	

11. 清瀬市障害者福祉センター

『ともに歩む仲間 ～センターから地域に笑顔を～』

指定管理者として、地域の障害福祉の拠点となるべく事業を展開します。

(1) 福祉センター全体として取り組むこと

項目	内容	重点・変更点など
1 運営委員会	(1)障害者福祉センターの適正かつ円滑な運営のための協議を行います。	
2 障害福祉サービスの提供	(1)障害者総合支援法に則って障害福祉サービスを提供します。	○法令等の遵守を念頭に、市の所管課と連携して事業を運営します。 ○事業全般において、感染予防と拡大防止策に配慮します。
3 地域との交流	(1)ふくしセンターまつり (2)地域交流事業（センター見学と体験） (3)近隣小学校との交流会の実施 (4)小学校の総合学習の一環として、見学を受け入れる。 (5)地域で開催されるイベント等への参加	○福祉センターについて知ってもらうことを通して、障害福祉や共生社会への理解・関心を深められるよう努めます。
4 実習生等の受け入れ	(1)社会福祉士養成実習（法人で受け入れ） (2)近隣事業所との職員交換研修 (3)公務員研修（人事院、清瀬市、教職員） (4)介護等体験 (5)ボランティア体験 (6)職場体験（中学生）	○障害福祉や共生社会への理解・関心を高めるため、福祉専門職以外の実習におけるプログラムの更新に取り組みます。
5 情報発信	(1)ホームページや広報紙を活用して、情報を発信します。	○定期的な更新と見やすい画面の構成に努めます。
6 業務環境の改善	(1)事業所を横断する協議体を活用し、組織の活性化に取り組みます。 (2)支援業務の標準化を検討します。 (3)年2回、全職員を対象とした研修を実施し、虐待防止や支援の質の向上に努めます。 (4)利用者に安定したサービスを継続して提供できるよう、組織体制の改善に取り組みます。	○職員が研修参加の機会を得られるよう、センター全体で協力体制を整えます。 ○研修の成果を業務に活かせるよう、伝達研修の実施方法を工夫します。

(2) 管理係

事務職員、管理栄養士、看護師を配置し、センター全体の庶務業務、給食サービス業務、看護業務等を実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 会計管理	(1)より適正な予算執行、会計管理を目指し、手順や管理体制を見直し、効率的且つ適正な処理を行います。 (2)引き続き経費削減に勤める観点から、積極的に情報収集・検討を行います。	
2 施設設備備品管理	(1)安心、安全な環境を継続的に提供することを目標に、施設、設備の予防措置、老朽化への対応、効率的且つ適正な施設設備管理を目的とした修繕履歴の整理・活用を図ります。	
3 支援システム運用	(1)報酬改定への対応と円滑な運用に取り組みます。	
4 業務の標準化	(1)各種業務マニュアルの見直し作業を継続します。	
5 給食サービス	(1)安心して食べられる給食を、安定して提供します。 (2)食事を通じた健康管理について、利用者に個別に提案します。	○利用者の身体状況や摂食・嚥下機能に応じて、食形態などを工夫します。 ○一人ひとりに合った給食を提供するため、各事業所と情報を共有します。
6 送迎サービス	(1)送迎車を安全に運行します。	○交通法規遵守と安全運転に努めます。
7 保健・衛生管理	(1)医療的ケアが必要な利用者の支援 (2)嘱託医、嘱託歯科医、専門機関との連携 (3)感染症対策をはじめとした、センター全体の衛生管理を行います。	○「もしもマニュアル(緊急対応マニュアル)」を定期的に見直し、更新します。 ○事業所の職員と協働して、実状にあった感染症対策に努めます。

(3) 第1係

○清瀬ひまわり園（生活介護事業）

主に重度の知的障害者を対象に、個別支援計画に基づき、日常生活上必要な介助を行い、社会参加の機会を提供します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者の障害特性・能力・生活状況等に即したサービスを提供します。 (2)季節のイベントなど、利用者が楽しめる行事を実施します。 (3)ADLの維持向上を目標に、日常生活上の介助・支援を行います。	○利用者ご本人の日々の生活が充実することを第一にサービスを提供します。
2 多職種・機関との連携	(1)利用者家族、支援機関などと連携し、日中活動支援の充実を目指します。	○意思疎通が困難な利用者であっても、本人の利益を最優先に考え、支援にあたります。
3 支援環境の向上	(1)強度行動障害支援者養成研修の受講修了者を継続して増やし、支援体制の充実を図ります。 (2)近隣市の事業所との職員交換研修に職員を派遣し、業務改善のためのヒントを得ます。	○研修で得たものを広く共有し、業務の改善に継続して取り組んでいくため、伝達研修の方法を工夫します。

(4) 第2係

○相談支援事業所（一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援事業）

日常生活上の困りごとや福祉サービス利用に係る相談に応じます。

サービス等利用計画を作成します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者本人の意思を尊重し、本人の立場に立って、相談に応じます。 (2)エンパワーメントの視点から、利用者と共に問題の解決に取り組みます。	○地域の実情や社会情勢を踏まえた支援を行います。
2 多職種・分野との連携	(1)虐待などの困難ケースに適切に対応するため、関連する多職種・機関と連携します。 (2)障害児者の包括的な支援を行うため、児童、高齢、保健、権利擁護センター、ボランティアセンターなど多分野の機関と連携します。	○学齢期から、いわゆる『8050問題』まで、様々な世代の相談に対応するため、幅広い連携に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
3 資源開拓・情報提供	(1)さまざまな社会資源を新たに地域の福祉につなげるため、情報収集に努めます。 (2)取得した情報を利用者や支援機関に提供し、共有します。	○利用者の『居場所』の選択肢を広げます。

○学童クラブのびのび（放課後等デイサービス事業）

障害児を対象に、療育に重点を置いた支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)年齢や障害の異なる子どもたちが一緒に過ごす中で、友だちとの関わりを楽しめるようなプログラムを提供します。 (2)集団生活のルールを身につけられるように支援を行います。 (3)年間を通じて様々な経験を得られるプログラムを作成・提供します。 (4)利用者個々の障害特性に合わせた支援プログラムを提供します。	○利用者相互の交流を支援します。 ○集団生活への適応や発達支援に重点を置き、個々の障害特性や発達段階に合わせた支援を行います。
2 就学前支援施設との連携	(1)就学前児の支援を行っている機関と連携します。 (2)利用者に関わっている多職種・機関と連携します。	○就学前施設の訪問や関係機関とのケース会議を通じて、利用者に対して一貫性のある支援を行う環境を整えます。

○同行援護事業所（同行援護事業）

主に重度の視覚障害者を対象に、外出時の支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者のニーズを適確に把握し、意思を尊重した支援を行います。	
2 職員研修	(1)虐待防止、障害特性の理解等の研修を行い、従業者の支援の質の向上に努めます。	○支援に具体的に關わる研修を定期的に行うことで、従業者の支援の質の向上に努めます。
3 他事業所との連携	(1)事業者連絡会に参加し、事業運営やサービス提供の実際に係る事例検討・情報交換等を行います。	○地域の現状を把握するための情報収集を行います。
4 周知活動	(1)市内のイベントなどで広報活動を行い、制度の普及啓発や新規利用者開拓に努めます。	

○移動支援・生活サポート事業

主に知的障害者を対象に、外出時の支援を行います。

障害福祉サービスの対象とならない障害者を対象に、家事に関する見守り等の支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者のニーズを適確に把握し、利用者の意思を尊重した支援を行います。	
2 職員研修	(1)虐待防止、障害特性の理解等の研修を行い、従業者の支援の質の向上に努めます。	○支援に具体的に關わる研修を定期的に行うことで、従業者の支援の質の向上に努めます。
3 周知活動	(1)市内のイベントなどで広報活動を行い、制度の普及啓発に努めます。 (2)生活サポート事業の利用者開拓に努めます。	

(5) 第3係

○機能訓練事業所（自立訓練（機能訓練）事業）

主に身体障害者を対象に、個別支援計画に基づき、身体機能に合わせた個別訓練や介護に関する相談・指導を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者の持てる能力・残存機能が最大限発揮できるよう、効果的な個別訓練を実施します。	○心身のリハビリを通して、利用者が地域で主体的に生活できることを目標とします。
2 ニーズの把握・利用者の開拓	(1)清瀬市や近隣市の所管課、相談支援事業所等への情報提供を行い、新規利用者の獲得に努めます。 (2)利用終了後にアフターフォローの場を提供します。 (3)制度の狭間にある方々に届くサービス提供体制について検討します。	○利用者獲得のため、地域のニーズ把握に努めると共に、事業の実施方法等を見直します。
3 他機関・事業所との連携	(1)介護予防関連の地域活動に理学療法士を派遣します。 (2)センター内の他事業所との連携を検討します。	○理学療法士を派遣する際に広報活動を行い、機能訓練事業の周知および利用者獲得に努めます。

○生活介護事業所（生活介護事業）

主に重度の身体障害者を対象に、個別支援計画に基づき、日常生活上必要な介助を行い、社会参加の機会を提供します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者の障害特性・能力・生活状況等に即したサービスを提供します。 (2)季節のイベントなど、利用者が楽しめる行事を実施します。 (3)個々の身体機能や生活動作に合わせた介助・支援を行います。	○利用者一人ひとりの状況に合わせて日常生活が送れるよう支援します。 ○季節の移り変わりを楽しめる活動を提供します。
2 重複・重度障害者への対応整備	(1)重度・重複障害を持つ利用者への支援体制を整備します。	○看護師をはじめとした多職種および他の支援機関との連携を強化します。
3 入浴サービスの安定した供給	(1)入浴介助マニュアルを更新し、支援方法の標準化に努めます。	○事業所の業務として安定したサービス提供を継続するため、センター全体で協力しあえる体制を整えます。